

○神栖市有料広告掲載要項

平成19年3月29日

告示第36号

(趣旨)

第1条 この告示は、市の財産を広告媒体として活用することにより、市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上を図るため、有料広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げるもののうち、広告掲載が可能なものをいう。

ア 広報紙、パンフレット、封筒その他市が作成する印刷物

イ 市ホームページ

ウ 市が保有する建物、工作物及び車両

エ その他市長が認めるもの

(2) 広告主 広告媒体に広告を掲載するものをいう。

(3) 広告取扱業者 市に代わり広告主の募集、選定等を行う者をいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの

(2) 市の信用若しくは品位を害し、又は業務遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

第2条に規定する営業に該当するもの

(4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人宣伝に係るもの

(5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

(6) 市税を滞納しているものの広告

(7) その他公益上支障があると認められるもの

(募集等)

第4条 各広告媒体における広告主等(広告主及び広告取扱業者をいう。以下同じ。)の募集及び当該広告の掲載位置、規格、掲載料等については、市長が別に定める。

(掲載の決定)

第5条 市長は、前条の規定により、広告主から広告掲載の申込みがあったとき又は広告取扱業者から広告主及び広告掲載の提案があったときは、速やかに神栖市有料広告掲載審査会に諮り、掲載の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、当該広告主等に通知するものとする。

(審査会の設置)

第6条 広告掲載の可否を決定するに当たり必要な審査を行うため、神栖市有料広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長には企画部長を、副委員長には有料広告主管課長を、委員には次に掲げる者をもって充てる。
- (1) 行政経営主管課長
 - (2) 財政主管課長
 - (3) 財産主管課長
 - (4) 屋外広告主管課長
 - (5) 有料広告主管課有料広告担当課長補佐
 - (6) 委員長が指名する者
- 4 委員長は、会務を統括し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 審査会の庶務は、有料広告主管課において処理する。

(広告内容の協議)

第7条 広告の内容、デザイン等（以下「広告内容」という。）は、市の信用性、信頼性等を損なうことのないよう、広告主等及び市の間で協議又は調整ができる。この場合において、広告主等は、正当な理由があるとき以外は広告内容の訂正、削除等に応じるものとする。

(掲載料の納入)

第8条 広告掲載の決定通知を受けた広告主等は、市長が指定する期日までに掲載料を市の指定する金融機関に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(掲載料の還付等)

第9条 納入された掲載料は、還付しない。ただし、広告主等の責めによらない理由により広告掲載ができなかったときは、この限りでない。

(広告主等の責任)

第10条 広告内容に関する責任は、広告主等が負うものとする。

- 2 広告原稿等の作成並びに広告の表示及び撤去（印刷物に係るものを除く。）に要する経費は、広告主等が負担するものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、行政運営上支障があるとき、又は指定の期日までに掲載料の納入がなかったときは、広告掲載を取り消すことができる。

(広告掲載物品の寄附の受入れ等)

第12条 市長は、広告が掲載された物品（以下「広告掲載物品」という。）の寄附を受け入れることができる。この場合において、広告掲載物品の寄附を希望するもの（以下「申出者」という。）は、寄附申出書（様式第1号）に原稿を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、審査会に諮り受領の可否を決定し、寄附受領決定通知書（様式第2号）又は寄附不受領決定通知書（様式第3号）により申出者に通知するものとする。

3 市長は、寄附受領決定通知書を受けたものと広告掲載物品の作成及び寄附に関する協定を締結するものとする。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(広報かみす広告掲載取扱要項の廃止)

2 広報かみす広告掲載取扱要項（平成17年神栖市告示第163号）は、廃止する。

付 則（平成20年告示第91号）

この告示は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年告示第57号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成21年告示第114号）

この告示は、公布の日から施行する。

付 則（平成22年告示第140号）

この告示は、平成22年12月27日から施行する。

付 則（平成29年告示第24号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（令和2年告示第8号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年告示第47号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和４年告示第４９号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

付 則（令和６年告示第１４６号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の神栖市有料広告掲載要項に定める様式による申込書は、この告示による改正後の神栖市有料広告掲載要項に定める相当様式による申込書とみなす。

付 則（令和７年告示第８０号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

付 則（令和８年告示第１５号）

この告示は、令和８年３月１日から施行する。

付 則（令和８年告示第５４号）

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

付 則

この告示は、令和８年９月１日から施行する。